

- 1. 工事名 筑波大学山部樹林植栽工事
- 1. 工事位置 茨城県利根郡利根町天王台1丁目1番1号 筑波大学構内(別紙-位置図参照)
- 1. 工事期間 着工 昭和 年 月 日 しゅん功期限 昭和 年 月 日
- 1. 工事内容等
- 4. 移植工事

図面番号	地行場所	樹 高 (cm)		幹 周 (1.2m高) (cm)				計			
		9-11	12-14	15-17	18-19	20-24	25-29				
	工作センター西側	12	230	7	85	63	20	8	6	9	430
	計	12	230	7	85	63	20	8	6	9	430

ロ 新規工事

図面番号	地行場所	樹 高 (cm)		幹 周 (1.2m高) (cm)				計			
		9-11	12-14	15-17	18-19	20-24	25-29				
	工作センター西側	56	293	398							947
	計	56	293	398							947

ハ 養生 その他

図面番号	地行場所	本数	土			石			計
			バーバ埋肥	珪成腐肥	高土	巻込土	入土	入土	
	工作センター西側	1,377	1,534	16.25	12	1,226	130	9	1,377
	本部雑草側	108			108				108
	計	1,485	1,534	16.25	12	1,226	130	9	1,485

特記仕様

1. 本工事実施の順序ならぬに方法については、文部省発注工事請負等契約規則、契約書、土木工事標準仕様書、特記仕様書および図面にもとづくものとする。実施上の都合が図面等に記載あるときは、甲の通知した監督職員(以下「監督職員」という)の指示に従うこと。

4. 植栽工事

- ・植栽を始める前に、植栽区域およびその周辺のゴミ、コンクリート塊等植栽に支障のあるものは、すべて除去し、指(1.2m)以上の深さ1m以上に埋める処理とすること。また、植栽凹の凹凸がないよう監督職員に指示により整地すること。
- ・バーバ埋肥、珪成腐肥の空袋を処理し、1ヶ所にまとめて一括処分すること。
- ・健康構造物、樹木等を損傷しないよう充分注意すること。もし損傷した場合は、監督職員に連絡の上、請負者の責任において修復すること。

植 穴

- ・樹木の植栽位置は、図面に基づいて決め、石標等により位置を確認すること。
- ・植穴の最低植栽の大きさを、別表(2-4)に示す。植穴周辺は可能な限り削起しておくこと。
- ・植穴は、機械掘りとするが、指示があるものや林内は、手掘りとする。工事中は、通行するものは車輛に対し安全策をとること。

・掘上げた土は、埋戻し、エを除去し、適切に軟弱にするものとする。

樹木・取扱い

- ・移植する樹木個体については、別に掲げる。掘取りは、すべて斜土つきとし、幹の大きさは、掘取直径の1.5倍を以てとし、埋戻しはコンクリート製圓形根巻とするものとする。
- ・新規樹木については、請負者の指定とする。すべて根鉢つきとし、幹の大きさは、移植の場合と同くとする。
- ・幹巻の指示(2-4)があるものは、一般仕様により行なうものとする。
- ・直径10cm以上の根巻は、ケル巻のうえに四角掛二重巻を原則とする。

植 付

- ・バーバ埋肥、珪成腐肥の埋用量は、別表(2-4)による。施肥法は、植穴底をよく削し、ここに空袋を埋め、残りの量は、埋戻し用土と充分混和し、植付けるものとする。
- ・埋戻しは、粘土・砂利の混入を防止し、深植えにならぬよう留意し、バーバ埋肥、珪成腐肥を混和した土と移植の充分密着するよう、つき固める。高土の指示があるものは、加工と挿込みのうえ、規定量のバーバ埋肥、珪成腐肥と混和し、植付けるものとする。植栽後水鉢を作り、充分灌水するものとする。
- ・掘りから植付付まで、24時間以内を終了することを原則として、作業を進行すること。
- ・林業での移植木の植付は、樹木の大きさを考慮して行なうこと。また、植栽列を乱さぬよう注意すること。

ロ 保護・養生

- ・各樹木の風腐支保は、別表(2-4)による。取付け仕様は、別図(3-4)による。支柱穴については、スチールキレシ、CCA加工品とする。巻竹については、1束14束入りのものである。
- ・ハコ樹(ヤブ)の結束は、亜鉛引鉄線を用い、かつ井戸とする。養生は監督職員の指示による。
- ・支柱の方向については、監督職員の指示によること。

ハ その他

植栽と地を植木周辺の清掃は、その都度行なうこと。

- ・バーバ埋肥は、袋の裏側に記載の注意事項を遵守すること。また、使用に際しては、珪成腐肥とし、20kg長入りのものであること。品質証明書と監督職員に提出し、承諾を受けること。

ニ 植樹(移植)

- ・植栽樹木の引渡は、1年以内の植栽、枝葉枯損、樹木不良等となつた場合は、発注者と請負者で協議して定められた期間に、発注者の指定した官舎樹木を請負者の負担で植えかえるものとする。ただし、明らかに請負者の責任による植栽の場合は、請負者の責任で植栽し直すものとする。
- ・天災、その他、やむを得ない理由による場合は、両者協議の上、処理方法を決定する。

ホ 工事記録写真

工事記録写真は、次のものを提出すること。

区 分	大 小	種類	枚/組	組	注
着工前写真	キレキレ	カラー	1	1	注) 着工前、L&Kの写真は、同一場所から同一方向を撮
工事写真	キレキレ	カラー	1	1	物し、裏面に工事年度、工事名、撮影者(氏名)を記入し
L&K写真	キレキレ	カラー	1	1	撮影方向を明記した図面を添付すること。

- ・工事写真は、撮影した樹木がわかるように、樹木にラベルを付けておくこと。
- ・写真は、指定したアルバムに、地行区域毎に整理して提出すること。

ハ 植樹(新規)

・新規工事の樹木、植樹については、文部省土木工事標準仕様書によること。